

尾張旭市監査公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき
実施した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により公表
します。

令和2年6月30日

尾張旭市監査委員 長谷川 博樹

尾張旭市監査委員 篠田一彦

公の施設の指定管理者監査報告書

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項に基づく監査（公の施設の指定管理者監査）

2 監査の対象

平成30年度及び令和元年度の豊栄交通株式会社（市営バス）に対する指定管理料に係る出納その他の事務及び当該団体に関する市の事務

3 監査の期間

令和2年4月24日から令和2年5月28日まで

4 監査の方法

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務が、関係法令に基づき適正に執行されているか、協定等に基づき適切に行われているか等について実施した。また、監査に当たっては、関係書類を抽出により検査するとともに、関係者から説明を聴取した。

5 監査の結果

公の施設の管理に関する指定管理者の事務及び当該団体に関する市の事務については、適正に執行されていると認められた。